

宮行評委第17号
平成23年 1月17日



宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長 増 田 聡

「拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業」に係る
大規模事業評価について（答申）

平成22年12月1日付け政第77号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

記

- 1 拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の医療、療育及び教育の各機能を踏まえ、宮城県立こども病院と一体的に整備するメリットが最大限生かされるよう、十分な調整を行うこと。
- 2 肢体不自由児施設としての特性を考慮し、必要とされる機能が十分に発揮できるスペースや充実した生活環境を確保するとともに、患者及び家族等の利用者の視点に十分に配慮すること。
- 3 拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校は、宮城県立こども病院と一体的に整備されることから、円滑な管理運営が行えるよう、施設整備後の運営形態のあり方について十分に検討すること。
- 4 建設地として、宮城県立こども病院及び隣接する宮城広瀬高等学校の敷地の一部を予定していることから、当該高等学校における教育環境の確保に配慮するとともに、地域住民や関係機関とも十分な調整を図ること。